

苫小牧市障がい者就労支援事業業務
審査要領

令和 7 年 5 月

苫小牧市

1 業務名

苫小牧市障がい者就労支援事業業務

2 審査、評価及び選定の方法

(1) 選定委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び選定は、苫小牧市障がい者就労支援事業業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員 5 名の採点により行う。

(2) 審査の流れ

審査は、以下の手順で行う。

審査手順	実施者	審査内容
1. 参加資格審査	事務局	参加資格の有無を確認
2. 書類審査（※）	選定委員会	提案書を基に審査（採点）
3. プレゼンテーション審査 （ヒアリング）	選定委員会	提案内容の事業者プレゼンテーション及び質疑応答（採点）
4. 採点結果の集計	事務局	プレゼンテーション審査の採点結果を集計
5. 受託候補者の特定	選定委員会	採点結果

※参加事業者が 4 者以上の場合のみ書類審査を実施し、プレゼンテーション審査の対象事業者を 3 者選定する。参加事業者が 3 者以下の場合は、書類審査は実施せず、プレゼンテーション審査のみ実施とする。

3 書類審査について

ア 書類審査は、本プロポーザルへの参加事業者が 4 者以上の場合に実施するものとし、参加資格確認通知の送付時（令和 7 年 6 月 4 日）に書類審査の有無を併せて通知する。

イ 提案書（企画提案書・事業費経費参考内訳書）の記載内容を選定委員が採点し、採点結果の上位 3 者をプレゼンテーション審査の対象とする。

ウ 書類審査の結果は、令和 7 年 7 月 2 日(水)に通知するものとする。

エ 評価項目及び配点は、次のページのとおりとする。

【書類審査の評価項目及び配点】

・選定委員 5 名の採点結果の合計（30 点×5＝150 点満点）で審査を行う。

評価項目	評価内容	配点
1. 会社概要 (所在地・従業員数、事業内容等)	• 会社の規模や事業内容から、契約期間において安定した業務の実施が可能か • 支店や営業所の所在地等の状況から、本業務に対し迅速な対応や連絡調整が可能か	5
2. 業務を実施する運営体制	• 責任体制が明確になっているか • 従業員数の規模や組織体制から、本事業の実施に対し十分な人員を確保することが可能か（専門家の配置状況、業務経験、人数）	5
3. 業務スケジュール	• 業務量を理解し、適切で現実的な計画を組んでいるか • 周知や広告掲載は効果的なタイミングとなっているか	5
4. 過去 3 年間の業務実績	• 類似した事業の業務受託実績を有しているか	5
5. 提案書の記載内容	• 「提案書作成要領」に定める提案事項が漏れなく記載されているか • 苫小牧市への提案として適切な内容となっているか。創意工夫のある魅力的な提案内容か	10
	合計	30

4 プレゼンテーション審査（ヒアリング）について

- ア ヒアリングは、令和 7 年 7 月 7 日（月）に非公開で行うものとし、実施場所及び開始時間は別途通知する。
- イ ヒアリングは、1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者の持ち時間は 30 分以内とする（提案書説明 20 分、質疑応答 10 分を予定）。
- ウ ヒアリングの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加提出や変更は認めない。
- エ ヒアリングにおいては、企画提案書では説明が難しい点やアピールしたい点について行うこと。この説明においては、プロジェクター及びスクリーンを使用することができる。またプロジェクター及びスクリーンは当市で用意可能だが、その際はあらかじめ担当部署に連絡すること。パソコン等その他機材については提案者が用意すること。
- オ ヒアリングの説明者は補助者を含めて 2 名までとする。
- カ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び選定から除外する。
- キ 選定委員 5 名が評価項目に沿って採点を行い、合計点が最も高い提案者を受託候補者とする。
- ク 評価項目及び配点は、次のページのとおりとする。

5 審査結果通知

苫小牧市障がい者就労支援事業業務に関する公募型プロポーザル実施要領「15 結果の通知・公表」のとおりとする。

項 目	評価基準（抜粋）
1 業務遂行能力に関する項目【配点 20 点】	
(1) 運営体制	
ア 企業概要（企業名、所在地等）	－
イ 業務を実施する運営体制	・ 人数は適性か ・ 市と綿密な連絡体制が構築できるか
(2) 実施スケジュール	・ 具体性があるか ・ 無理のない現実的なスケジュールとなっているか ・ 効果を期待できるか
(3) 企画提案者の労働管理	・ 労働環境に配慮しているか
(4) 類似事業の実績	・ 類似事業を受託したことがあるか
2 企画提案に関する項目【配点 60 点】	
(1) 事業目標設定	・ 本事業の目的や背景を理解した上で目標設定がなされているか
(2) 障がい者雇用の啓発活動	・ 障がい者雇用を実施する際に活用できる制度や講座等を企業に周知できる具体的な内容となっているか。
(3) 職場体験などの提供	・ 受け入れ企業を開拓する方法の具体性や独自の工夫があるか。 ・ 障がい者と受け入れ企業、双方にとって有意義な企画となる工夫があるか。
(4) 周知活動	
ア 障がい者雇用を行っている企業に関する周知	・ 企業の取り組みを知ることができる効果的な周知方法や内容となっているか。
イ 障がい者の保護者会や養護学校等への周知	・ 障がい者雇用等について知ることができる効果的な周知方法や内容となっているか。
(5) そのほか特別な独自提案	・ 事業効果を高める上で有益な提案であるか ・ 事業目的に沿った創意工夫のある内容か
(6) 見積額の内容	・ 適切な価格設定になっているか